

宇治田原町ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、宇治田原町有料広告掲載要綱（平成22年要綱第19号）に基づき、宇治田原町（以下「町」という。）がインターネット上に公開しているウェブサイト（以下「町ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告を掲載する位置は、町ホームページのトップページとし、当該ページ内での掲載位置は町が指定するものとする。

(広告の規格)

第3条 掲載する広告は、次のとおりとする。

- (1) 縦45ピクセル×横180ピクセルを1単位（以下「1枠」という。）とする。
- (2) GIF形式の静止画像データとする。
- (3) 10キロバイト以内とする。

(広告内容等)

第4条 広告からのリンク先は、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が管理するウェブサイトとする。

- 2 広告のデザイン及びリンク先ウェブサイトの内容は、町ホームページのイメージを損なわないものとする。
- 3 広告にイラスト・写真・ロゴ等を使用する場合は、申込者において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は申込者の負担とする。

(広告掲載料)

第5条 広告の掲載料は、1枠につき月額5,000円又は、年額50,000円とする。

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載期間は1月単位とし、連続する掲載期間は最長12月とする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 広告掲載期間内に町ホームページを閉鎖した場合は、この閉鎖した時間を24時間で除して得た日数（端数切り捨てる）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。
- 3 広告掲載期間内に広告を変更する場合は、1月に1回までとする。

(広告の申込み)

第7条 申込者は、宇治田原町ホームページ広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載しようとする広告案を添えて、掲載しようとする日の30日前までに町長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第8条 町長は、前条の申込書を受理したときは、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を宇治田原町ホームページ広告掲載通知書(別記第2号様式)にて申込者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、町ホームページ広告掲載の取扱いに関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

宇治田原町ホームページ広告掲載申込書

宇治田原町長 様

広告掲載申込者

住所または所在地

〒

名 称

代表者名

㊟

業 種

担当者名

電話番号

FAX 番号

E-mail

宇治田原町ホームページに下記のとおり広告掲載を申し込みます。

記

掲 載 希 望 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (月)
広 告 掲 載 料	円 (別途納入)
広 告 原 稿 (バナーイメージ等)	
リンク先URL	http://

以上

様

宇治田原町長

宇治田原町ホームページ広告掲載通知書

申し込みのありました広告掲載につきまして、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

広告の掲載	可 ・ 不可
掲載期間	年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）
広告掲載料	円（別途請求）
広告掲載位置	
掲載不可理由	

以上